平成２４年（フ）第４３９号
愛知県愛西市北一色町北田面331番地　グレースＴ＆Ｓ－Ａ棟301号
債務者　近藤　　隆
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９号
神戸市長田区一番町３丁目１番地　市住１－201号
債務者　酒井　久男
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番１－1109号、従前の住所京都市下京区七条御所ノ内北町69番地
債務者　紺屋町信男
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５号
神戸市中央区若菜通６丁目２番１号　豊マンション302
債務者　髙橋亜貴子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３３号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番14－404号、従前の住所静岡県富士市比奈828番地
債務者　吉村　直明（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６号
鹿児島県垂水市二川1292番地１
債務者　岩山　憲司
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3928番地
債務者　黒木　泰男
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3928番地
債務者　黒木冨美子（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
青森市けやき２丁目６番Ｄ－808号
債務者　若佐　潤也
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
青森県むつ市脇野沢稲平１番地４
債務者　畑中　智子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
青森市浪館前田４丁目27番13号　メゾンハッピーベルＦ号
債務者　岩谷みよ子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
青森県北津軽郡板柳町大字常海橋字平塚96番地１
債務者　山田　祐輔
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山254番地126
債務者　千葉　郁弥
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
青森県五所川原市錦町１－37　マンション銀座８号、住民票上の住所青森県つがる市稲垣町千年亀菊５番地４
債務者　安部　督子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
山口県光市大字浅江2626番地５
債務者　笹村　佳子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１５号
熊本県荒尾市大島150番地３
債務者　田中　孝之
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２２号
熊本県荒尾市四ツ山町３丁目６番28号
債務者　余田　清幸
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部